

## 保税地域の要件緩和(総合保税地域の指定など)

- ・ 両市(新潟市・成田市)共通
  - 総合保税地域の制度活用によって、効率的かつ利便性の高い国際貨物の処理が可能となり、当該地域の国際競争力を高めることができる。  
(例) 各事業者が個別に「保税蔵置場」の許可を受けた場合、保税蔵置場相互間の運送には税関長の承認が必要となるが、総合保税地域となった場合は、域内での運送は手続き不要となる。
  
- ・ 新潟市
  - 国家戦略特区内については、新潟東港から新潟空港を含めた「市内広域」などに対しても、税関長による総合保税地域の許可基準を弾力的に適用する。これにより、農産物・食品の輸入及び国内集荷から、開発・加工、商談、決裁、輸送・貿易をシームレスな実施が可能となる。
  - 【現行制度】 関税法第62条の8(総合保税地域の許可)  
税関長による許可基準、「一団の土地等(一団の土地及びその土地に存する建設物その他の施設)における貿易に関連する施設の集積の程度が高いこと」
  
- ・ 成田市
  - 国家戦略特区における総合保税地域内の保税展示場で、展示品が亡失・滅却した場合、当該保税展示場の許可を受けた者(展示の主催者)ではなく、展示品を申請した出展社が直接納税責任を負うこととする。(税関長は、出展社から承認申請を受けるため、出展社の捕捉が可能)
  - 【現行制度】 関税法第45条(許可を受けた者の関税の納付義務等)  
保税蔵置場にある外国貨物が亡失し、又は滅却されたときは、都油外保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。→第62条の7で、保税展示場に準用